

戦国期「荘園制」の収取構造と侍・村落

近江国を事例として

湯浅治久

The Collection Structure in the "Manorial System" of the Warring States Period and Samurais and Villages

はじめに

- ①「公方年貢」と「加地子」の相互関係
- ②戦国末期の収取の性格と社会的実態
- ③戦国期「荘園制」の特質
- ④侍・村落の請負と「荘園制」
おわりに

【論文要旨】

荘園公領制は中世社会を根本から規定する社会構造だが、その位置づけはなお諸説あつて共通の理解に到達していない点がある。本論は、そのうちの一つである、荘園制がいつまで社会的な機能を果たしているのか、という点を検討することを目的とする。中世社会は戦国期において近世社会へと至る変革期を迎えるが、この戦国期において荘園制的な社会システムがはたしていかなる機能を持ち、どう評価すべきかについては、なお議論の混乱がみられるのが現状である。

本論は、少なくとも畿内近国社会においては、荘園制が形成した社会的な枠組みがなお戦国期において固有の機能と役割をもって存続していることを、近江国を事例にとり実証的に検討することを目的とするものである。具体的には、収取の枠組みである「公方年貢」と「加地子」の相互関係を、荘園制的な収取単位である「名」のあり方を検討することで再検討し、かつ村落や侍、大名権力という社会的な諸階層の動向

をからめつつ検討する。そのことにより、荘園制的な収取関係が、近世的なそれを用意した積極的な側面を評価する座標軸を獲得することを目的とした。